

令和8年度道路照明灯点検業務委託

仕様書

(総 則)

第1条 この仕様書は、都市創造部管理課が業務委託する道路照明灯点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、高槻市が指示する道路照明灯の支柱や支柱取付部等の弱点部の変状が原因となり、道路利用者及び第三者被害のおそれのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

(適用基準等)

第3条 本業務は、本仕様書のほか次の各号に示す要領等に従い実施すること。

- (1) 小規模附属物点検要領 平成29年3月 国土交通省 道路局
- (2) その他関係法令・基準等
- (3) (1)(2)の要領等が履行期限内に改訂版が発行された場合は、改訂版の規定に従い業務を行うこと。

(業務責任者及び主任技術者)

第4条 受注者は、業務責任者及び主任技術者を定め、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。

- 2 主任技術者は、次の各号の要件を満たすものとする。
 - (1) 道路照明施設等の設計、施工、管理に関する専門知識を有すること。
 - (2) 道路照明施設等に関する維持管理の技術と実務経験を有すること。

(調査対象)

第5条 本業務の対象としては、貸与する道路灯一覧表及び位置図に示す3,255基とする。

(準備)

第6条 業務履行にあたり業務計画書を提出すること。業務計画書には、業務概要、業務体制表、工程表、調査計画、安全対策、連絡体制等を記載し、業務開始までに提出するものとする。なお、業務計画書の内容が追加、変更になる場合は、その都度提出しなければならない。

(貸与資料)

第7条 業務遂行する際に必要となる資料の貸与は以下のとおりとする。

- ・道路灯一覧表
- ・位置図

その他、業務履行に必要とする発注者所有の資料については、協議を行い貸与するものとする。

(打合せ協議)

第8条 打合せ協議は、業務着手時、点検作業完了時及び成果品納入時に行うものとする。

(調査)

第9条 本業務に関する契約図書、指示事項を十分に把握した上、貸与資料を基に現地確認を行うこと。資料と相違があったときは、速やかに管理課の監督職員(以下「監督員」という。)に報告すること。

- 2 点検業務は、第3条に示す要領等により行い、道路灯に不点灯などの不具合が見つかったときは、速やかに監督員に報告するものとする。照明柱等のボルトナットの緩みを見付けたときは、その場で締付けを行うものとする。また、照明柱の錆による欠損等の損壊や転倒の恐れがある危険な事象が発見された場合は、対応について監督員と協議を行うものとする。

(成果品の審査)

第10条 本仕様書と第3条に示す要領等により履行期限までに、点検表及び点検調査結果一覧表などの報告書を作成し成果品の審査を受けなければならない。

- 2 前項の審査において、訂正を指示された場合は、速やかに訂正しなければならない。
- 3 業務完了後、明らかに受注者の責に帰すべき契約不適合が発見された場合は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(引き渡し)

第11条 前条の審査合格後、次条に明記した提出書類一式を納品し、検査合格をもって引き渡しとする。

(提出書類等)

第12条 受注者は、次に示す書類を提出し承諾を得るものとする。なお、変更がある場合は、その都度提出し承諾を得るものとする。

- ① 業務着手届 <着手前> 1部
- ② 業務責任者及び主任技術者届 <着手前> 1部

- | | | | |
|----------------------|-------|-------|--------|
| ③ 業務計画書 | <着手前> | | 1部 |
| ④ 点検表(点検結果表 様式1、2) | <審査時> | 電子データ | 2部(正副) |
| ⑤ 点検調査結果一覧表(判定表 様式3) | <審査時> | 電子データ | 2部(正副) |
| ⑥ 打合せ簿 | <審査時> | | 1部 |
| ⑦ 業務完了届 | <審査時> | | 1部 |
| ⑧ その他監督員が指示する図書 | <随時> | | |
- 電子データ収納メディアについては、CD-Rを基本とする。
 < > : 提出時期

(土地立ち入り等)

第13条 受注者は、次の各号を遵守することとする。

- (1) 受注者は、点検のため第三者の土地に立ち入る場合は、第三者に迷惑をかけるよう努めなければならない。
- (2) 点検のため宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ者の了解を得なければならない。
- (3) 点検上やむを得ず立木の伐採をするなどの必要が生じた場合は、監督員と協議すること。

(交通安全管理)

第14条 現場作業における安全管理は、設計書の点検業務に記載のとおり受注者の責任において適宜、交通誘導整理員を配置して行うものとする。

- 2 受注者の責により第三者等に損害を与えた場合には、速やかに発注者に報告するとともに関係機関に連絡した上で、受託者の負担により応急措置を講ずること。

(近隣対策)

第15条 沿線の住民対策として、騒音や通行の確保には十分配慮して業務を遂行すること。

(個人情報の取り扱いに関する基本的事項)

第16条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は、棄損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な処置を講じなければならない。

(個人情報取得の制限)

第17条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該

利用目的の達成に必要な範囲でかつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第18条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するため利用目的以外の目的のために、個人情報を自ら利用又は提供してはならない。

(複写の禁止)

第19条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報及び行政機関の情報が記録された資料等を、複写又は複製してはならない。

(事案発生時における報告義務)

第20条 受注者は、個人情報の漏洩等の事案が発生又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(管理の確認等)

第21条 発注者は、受注者における個人情報の管理状況について随時確認することができる。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、検査することができる。

(管理体制の整備)

第22条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

第23条 受注者は、従事者に対し在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報及び行政機関の情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。